

沖縄県離婚前後家庭支援事業実施要綱

制定日 こ女第 831 号 令和 8 年 2 月 19 日

1 目的

この事業は、離婚を考える父母等に対し、離婚後もこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、こどもの養育やこどもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供することにより、養育費の支払いや親子交流に関する取決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭等に対する各種支援に関する情報提供等を行うことにより、ひとり親家庭等のこども及びその家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、沖縄県とする。なお、事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人等事業を適切に実施できる者に委託することができるとともに、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。また、事業の一部を適切な者に再委託することができる。

3 事業内容及び留意事項

(1) 事業内容

沖縄県は、次の各号に掲げる事業について、実施できるものとする。

ア 相談員等の配置

養育費や親子交流等に関する知識を有する相談員を配置し、取決め等の手続に関する相談や情報提供などを行う。相談員の配置については、次の事項に留意すること。

(ア) 対象者

事業の対象者は、沖縄県内に住所を有する者で、離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後においてこどもと別居している親、寡婦とする。

(イ) 相談の実施

- a 相談の実施にあたっては、夜間、休日対応、SNS 等による相談対応を実施するなどして、アクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うことが望ましい。
- b 養育費・親子交流の取決めを促進する観点から、養育費・親子交流相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、離婚前の者に対しても積極的に相談支援を行うこと。また、必要に応じて、相談者に対して法テラス、弁護士会や民間団体等の紹介を行うこと。
- c ひとり親家庭等は、就業支援活動や子育て・生活支援を必要としている者も多いことから、必要に応じて関係機関や母子・父子自立支援員等と密接な連携を図って実施すること。

イ 親支援講座・情報提供

ひとり親家庭等を対象に、離婚を考える際や離婚後におけるこどもの接し方、離手続、養育費の支払いや親子交流に関する取決め方法、こどもの年齢に応じた生活設計等について、学識経験者等による講義、当事者同士がお互いの意見を交換するためのグループ討議を実施する。また、親支援講座の受講者を対象に、利用可能なひとり親家庭等への支援施策や相談窓口に関する情報を提供する。

なお、実施に当たっては次の点に留意する。

(ア) 支援の対象者

事業の対象者は、沖縄県内に住所を有する者で、離婚を考える父母、ひとり親家庭の親、離婚後においてこどもと別居している親とする。

(イ) 親支援講座の実施

a 親支援講座については、地域の実情に応じて、講義・グループ討議のいずれか又は両方を実施することができるものとする。

b 実施に当たっては、ひとり親家庭等が置かれている状況に配慮し、平日夜間・土日祝日の開催や託児サービスの実施など、地域のひとり親家庭等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。

c 親支援講座の実施に当たっては、学識経験者、元家庭裁判所調査官など離婚問題に関し知見を有する者、ひとり親家庭等への支援を実施している民間団体等に協力を依頼するなどし、講義やグループ討議の進行を適切に行うことができる者を選任する。

d 受講後は、受講者に対し、親支援講座を知ったきっかけや親支援講座の満足度などについてアンケート調査を行うことが望ましい。また、個別具体的な支援を必要としている参加者が個別に相談できる機会を確保しておくことが望ましい。

e ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供の実施に当たっては、支援施策の内容や相談窓口等をわかりやすく記載したパンフレットを配布するなど、ひとり親家庭等が利用可能な支援施策等の情報を適切に把握できるようにすること。また、SNSの活用など、ひとり親家庭等が情報を入手しやすい環境整備を検討すること。

ウ 養育費や親子交流の取決め等に関する弁護士等への相談に関する支援

(ア) 弁護士や司法書士の配置及び相談業務の委託

養育費や親子交流等に関する知識を有する弁護士や司法書士を配置、併せて、県内圏域での相談業務を弁護士へ委託し、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

なお、相談業務の委託に係る必要な手続き等に関しては、別で定めるものとする。

a 支援の対象者

事業の対象者は、沖縄県内に住所を有する者で、離婚を考える父母、ひとり家

庭の親、離婚後において子どもと別居している親、寡婦とする。

エ 養育費履行確保支援事業

沖縄県内に住所を有するひとり親家庭の親を対象に、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費について、経費の一部を助成する。

なお、助成に係る必要な手続き等に関しては、別で定めるものとする。

(ア) 養育費や親子交流の取決めに係る費用補助

a 公正証書等による債務名義の取得支援

公正証書等による債務名義を取得するための費用支援を行う。

b 戸籍謄本等の書類取得支援

家庭裁判所の調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得に係る費用支援を行う。

(イ) 養育費の履行確保に係る費用補助

a 養育費に係る保証契約における保証料支援

保証会社と養育費保証契約を締結する場合の保証料の費用支援を行う。

オ 親子交流支援

親子交流に係る事前相談や親子交流支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

なお、支援に当たっては次の事項に留意すること。

(ア) 支援の対象者

事業の対象者は、沖縄県内に住所を有するひとり親家庭の親、離婚後において子どもと別居している親で、かつ、親子交流の取決めを行っており、本事業の支援を受けることについて父母間に合意がある者とする。

(イ) 事前相談の実施及び支援計画の作成

a 事業実施主体は、別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、親子交流に係る支援の内容、方法、日程、実施頻度等について、当事者間の合意の下、「離婚前後親家庭生活支援事業の実施について（令和7年5月9日こ支家第225号子ども家庭庁支援局長）」で定める様式による親子交流支援計画書を作成すること。なお、その際は、子どもの意見・意向や生活状況等も勘案すること。

b 親子交流支援の実施は、子どもが18歳到達後の3月末までとする。実施頻度や支援期間は個別のケースに応じて支援する。

(ウ) 親子交流支援の実施

a 親子交流支援員は、支援計画に基づき、親子交流当日に子どもを引き取り、親子交流の相手方に引き渡したり、親子交流の場に付き添うなどの支援を行うこと。なお、父母間に親子交流の場の付添いが不要であることの合意がある場合には、付添いを不要とすることができる。

b 親子交流支援員は、子どもの受渡しや付添いの際には、子どもの心情・意向に

充分配慮した対応を行うこと。

- c 親子交流支援員は、こどもの付添いの際には、親子交流中の親が遵守する事項を守っているか確認し、守られていない場合は注意を行うこと。
- d 父母が連絡を取り合うことが困難な場合には、父母に変わって双方に連絡をとり、日時、場所などの調整を行うこと。
- e 親子交流の実施に当たっては、必要に応じ、可能な範囲において、場所の斡旋を行うこと。

(エ) その他

- a 実施主体は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて養育費・親子交流相談支援センターや家庭裁判所等関係機関と連携を図ること。
- b 暴力行為やこどもに対する虐待行為を行うおそれのある者、こどもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止し、こども等の安全の確保に充分配慮するとともに、関係機関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。

(2) 留意事項

沖縄県は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩することのないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

また、ひとり親家庭等から具体的な支援に関する相談があった場合には、効果的・効率的な支援の実施のため、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取次ぎが可能となるよう、ひとり親家庭等から同意を得た上で、関係者間で情報の共有を行うこと。

なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、これらの個人情報の取扱いについて、委託先との契約において定めること。

附則

この要綱は、令和8年2月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。